

宮医発第 1907 号
令和 8 年 2 月 19 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

日本医師会からの通知文について（介護保険関係）

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、介護保険関係について、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、
下記の通知文をご送付申し上げます。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、
貴会会員への周知等、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る広報資材等について
(日医発第 1795 号 令和 8 年 2 月 6 日付)
- (2) 科学的介護情報システム (LIFE) 第 1 回説明会の動画及び説明資料の公開について
(日医発第 1826 号 令和 8 年 2 月 13 日付)
- (3) 令和 8 年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限
について
(日医発第 1827 号 令和 8 年 2 月 13 日付)

日医発第 1795 号（介護）

令和 8 年 2 月 6 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る
広報資材等について

令和 7 年度補正予算において実施される介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業につきましては、令和 8 年 1 月 5 日付け日医発第 1598 号文書等にて随時ご連絡申し上げているところです。

今般、本事業について、厚生労働省において、下記のとおり広報資材等（周知用リーフレット及び計画書の記入方法に関する動画）が作成されましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○リーフレット

- ・(処遇改善加算対象サービス向け) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業について (添付資料の別添 1)
- ・(対象拡大サービス向け) 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業について (添付資料の別添 2)

※別添 2 は対象拡大したサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援）向けのリーフレットになります。

○動画

- ・ 令和 7 年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の計画書の記入方法について」
動画 URL : <https://youtu.be/5VT0b1mk4yI?si=hQRcblyZWXws3z0C>

以上

(添付資料)

○介護保険最新情報 vol. 1467

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る広報資材等について

(令和8年2月4日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

に係る広報資材等について」

の送付について

計3枚（本紙を除く）

Vol.1467

令和8年2月4日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL :

・介護サービス事業所・施設向け：050-3733-0222

・自治体向け：03-5253-1111(内線 3949、3989)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和8年2月4日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局 老人保健課

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る
広報資材等について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年度補正予算に基づく介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業については、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知）において事業内容をお示ししたところです。

今般、本事業について、介護サービス事業所等において積極にご活用いただくため、下記のとおり広報資材等を作成しました。各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いただき、本事業の積極的な活用を促すとともに、円滑な執行等へのご協力のほどよろしく申し上げます。

○リーフレット

- ・（処遇改善加算対象サービス向け）介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業について（別添1）
 - ・（対象拡大サービス向け）介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業について（別添2）
- ※別添2は対象拡大したサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援）向けのリーフレットになります。

○動画

- ・ 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の計画書の記入方法について」
- 動画URL：<https://youtu.be/5VT0b1mk4yI?si=hQRcblyZWXws3z0C>

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員は最大月額 **1.9万円** (※) 相当、
介護職員以外も月額 **1.0万円** (※) 相当を、
いずれも6か月分補助します。

賃上げ
支援!

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか?

① まずは所在地の **都道府県** に届け出ましょう!

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

申請時点では要件が揃って
いなくてもOK!

② 補助金額に相当する **職員の賃金改善** を行いましょう!

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

③ 以下の **生産性向上等に係る取組の1つ** を行いましょう!

※処遇改善加算を未取得の場合は、以下の取組に加え、処遇改善加算の取得も必要です。

訪問、通所サービス等は

- ケアプランデータ連携システムへの加入



加入のご相談はこちら



施設サービス等は

- 生産性向上推進体制加算の取得



取得要件等はこちら



④ 都道府県の定める期限までに **実績報告** をしましょう!

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

専用コールセンター

050-3733-0222

受付時間:9:00~18:00(土日・祝日含む)

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう!

<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>



介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善事業

介護職員以外の職員にも
月額 **1.0万円** (※) 相当を、
6か月分補助します。

対象拡大!

- ・訪問看護
- ・居宅介護支援
- ・訪問リハ
- ・介護予防支援

※常勤換算の職員一人当たりの金額。平均的な職員配置を元に設定した交付率を総報酬に乗じて補助します。

以下のステップに沿って申請してみませんか？

① まずは所在地の 都道府県 に届け出ましょう!

※指定権者が市区町村でも、申請先は都道府県です。申請様式等は各都道府県のHP等でご確認ください。

申請時点では要件が揃って
いなくてもOK!

② 補助金額に相当する 職員の賃金改善 を行いましょう!

※特にR7年度内に支給を受ける場合、R8.3までに賃金改善等を行う必要があります。申請様式に記載した見込額の賃金改善等を補助金の支給を待たずに行うこともご検討ください。

以下の

③ 生産性向上等に係る取組のいずれかを行いましょう!

ケアプランデータ連携システムへの加入

加入のご相談はこちら



- 処遇改善加算IVに準ずる要件
- ※任用要件・賃金体系の整備、研修等の実施、職場環境等要件



④ 都道府県の定める期限までに 実績報告 をしましょう!

処遇改善加算や本事業について
不明点がある

■ 専用コールセンター

050-3733-0222
受付時間: 9:00~18:00(土日・祝日含む)

賃金配分方法や算定要件について、
専門家と個別に相談をしたい

■ 処遇改善加算 個別相談支援

専門の社労士に無料で個別相談しましょう!
<https://kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp>



日医発第 1826 号（介護）
令和 8 年 2 月 13 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

科学的介護情報システム（LIFE）第 1 回説明会の動画及び説明資料の公開について

科学的介護情報システム（LIFE）第 1 回説明会につきましては、令和 7 年 11 月 5 日付け日医発第 1291 号文書にて、開催案内についてご連絡申し上げたところです。

今般、令和 7 年 11 月 26 日及び 27 日に開催された科学的介護情報システム（LIFE）第 1 回説明会の動画及び説明資料が下記の通り公開されましたのでご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 科学的介護情報システム（LIFE）第 1 回説明会の動画は以下の URL にて公開されています。

- ・ 介護施設・事業所向け（令和 7 年 11 月 26 日（水）開催）

基礎編

https://www.youtube.com/watch?v=jI-n_rje-8c

良くあるお問い合わせ編

<https://www.youtube.com/watch?v=NHQo-05G90o>

- ・ 自治体向け（令和 7 年 11 月 27 日（木）開催）

https://www.youtube.com/watch?v=bGeFid_0EEI

○ 当該説明会で使用した説明資料について、以下の URL にて公開されています。

- ・ 厚生労働省 Web サイト「科学的介護情報システム（LIFE）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol.1468

科学的介護情報システム（LIFE）第1回説明会の動画及び説明資料の公開について

(令8.2.5 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

科学的介護情報システム（LIFE）第1回説明会の動画
及び説明資料の公開について

計1枚（本紙を除く）

Vol.1468

令和8年2月5日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3944、3945）
FAX：03-3595-4010

事務連絡
令和8年2月5日

各 { 都道府県介護保険主管課 (室)
市町村介護保険担当課 (室) } 御中
介護保険関係団体

厚生労働省老健局老人保健課

科学的介護情報システム (LIFE) 第1回説明会の動画及び説明資料の公開について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

科学的介護情報システム (LIFE) について、令和6年度介護報酬改定における変更点や、当該報酬改定を踏まえた LIFE の利活用方法等について理解を深めることを目的として、令和7年11月26日及び27日に開催された科学的介護情報システム (LIFE) 第1回説明会の動画及び説明資料を公開いたしました。

各都道府県及び市町村におかれましては、貴管内の介護事業者に対して周知をお願いいたします。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 科学的介護情報システム (LIFE) 第1回説明会の動画を以下の URL にて公開しています。
 - ・ 介護施設・事業所向け (令和7年11月26日 (水) 開催)
基礎編
https://www.youtube.com/watch?v=jI-n_rje-8c
良くあるお問い合わせ編
<https://www.youtube.com/watch?v=NHQo-05G90o>
 - ・ 自治体向け (令和7年11月27日 (木) 開催)
https://www.youtube.com/watch?v=bGeFid_0EEI
- 当該説明会で使用した説明資料について、以下の URL にて公開しています。
 - ・ 厚生労働省 Web サイト「科学的介護情報システム (LIFE) について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html

以上

【LIFE 説明会のお問い合わせ】

「科学的介護情報システム (LIFE)
第1回説明会」事務局
Mail : life_zimukyoku@ml.mri.co.jp

日医発第 1827 号（介護）

令和 8 年 2 月 13 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
（公印省略）

令和 8 年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について

令和 8 年度介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）が拡充されることにつきましては、令和 7 年 12 月 24 日付け日医発第 1565 号文書等に逐次お知らせ申し上げているところです。

今般、これを踏まえ、令和 8 年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等の見直し及び計画書の提出期限について、厚生労働省より示されましたのでご連絡申し上げます。

令和 8 年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等については、見直しが行われることとされており、令和 8 年 6 月以降分の処遇改善計画書も含め、見直し後の様式等については 2 月下旬を目処に案をお示しする予定とのことです。

このため、処遇改善計画書については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出することとされているところ、令和 8 年 4 月及び 5 月分を申請する事業者は、令和 8 年 6 月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和 8 年 4 月 15 日までに提出することとする予定とのことです。この際、これらの事業者に所属する令和 8 年 6 月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の介護サービス事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定となります。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和 8 年 4 月及び 5 月分は申請しない事業者が、令和 8 年 6 月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和 8 年 6 月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和 8 年 6 月 15 日までに提出することとする予定となります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 vol. 1469

令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について

(令和8年2月10日 厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る

処遇改善計画書の提出期限について」

の送付について

計1枚（本紙を除く）

Vol.1469

令和8年2月10日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL :

・介護サービス事業所・施設向け：050-3733-0222

・自治体向け：03-5253-1111(内線 3949、3989)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令 和 8 年 2 月 1 0 日

各 都道府県
市区町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和8年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る
処遇改善計画書の提出期限について

平素より厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、令和9年度介護報酬改定を待たずに、期中改定を実施し、介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の拡充を行うこととしました。

これを踏まえ、令和8年度の処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書等について、見直しを行うこととしています。令和8年6月以降分の処遇改善計画書も含め、見直し後の様式等については2月下旬を目処に案をお示しする予定です。

このため、処遇改善計画書については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに提出することとしているところ、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出することとする予定です。この際、これらの事業者に所属する令和8年6月に処遇改善加算が新設されるサービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援等）の介護サービス事業所（以下「加算新設事業所」という。）に係る処遇改善計画についてもあわせて提出することとする予定です。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月分は申請しない事業者が、令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和8年6月15日までに提出することとする予定です。

つきましては、各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いただくとともに、処遇改善加算の申請受付について御対応いただきますようお願いいたします。